

令和元年台風15号・19号千葉県災害復旧・復興本部

第1回 本部会議

日時：令和元年10月21日（月）

午前10時00分

場所：本庁舎5階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

復旧・復興本部の設置について

現在の取組状況等について

本部長から指示

3 閉 会

令和元年台風15号・19号千葉県災害復旧・復興本部会議
構成員名簿

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	復旧復興担当部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	オリンピック・パラリンピック推進局長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	都市整備局長
	企業局長
	病院局長
	教育長
県警察本部長	

防災危機管理部次長 ○

副参事(兼)
復旧復興推進室長 ○

復旧・復興本部事務局職員

企業局長 ○

都市整備局長 ○

県土整備部長 ○

農林水産部長 ○

商工労働部長 ○

オリンピック・パラ
リンピック推進局長 ○

環境生活部長 ○

保健医療担当部長 ○

健康福祉部長 ○

病院局長 ○

○教育長

○県警察本部長

○復旧復興担当部長

○防災危機管理部長

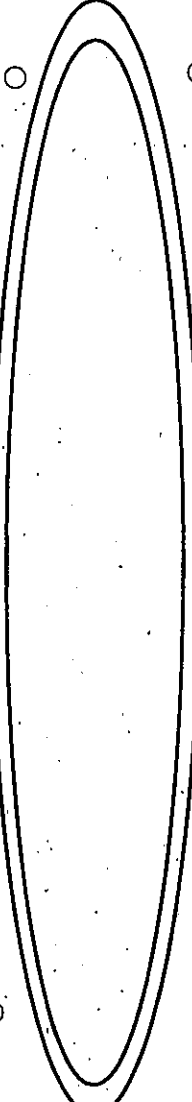
○森田 知事

○高橋 副知事

○滝川 副知事

○総務部長

○総合企画部長



報道席

令和元年台風15号・19号千葉県災害復旧・復興本部の設置について

令和元年10月21日 防災危機管理部

1 設置のねらい

本県は、1カ月という極めて短い期間に、台風15号と19号という非常に勢力の強い2つの台風によって、県民生活や産業活動に極めて深刻な被害を受けた。

復旧・復興本部の設置により、災害からの復旧・復興を、総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村による取組を支援し、一日も早い被災者の生活再建及び産業の再生とさらなる地域の振興を実現する。

2 所管事項

- ① 復旧・復興に関する指針の策定及び復旧・復興事業の推進
- ② 市町村が実施する復旧・復興事業への支援
- ③ その他、被災及び周辺地域の復旧・復興に係る重要事項

3 本部の設置日

令和元年10月21日（月）

4 構成

本 部	本部長	知事
	副本部長	副知事
	本部員 (16名)	総務部長 防災危機管理部長 健康福祉部長 環境生活部長 商工労働部長 県土整備部長 企業局長 教育長 総合企画部長 復旧復興担当部長 保健医療担当部長 オリンピック・パラリンピック推進局長 農林水産部長 都市整備局長 病院局長 県警察本部長
事務局	担当部長	復旧復興担当部長
	事務局長	副参事（兼）復旧復興推進室長
	事務局 (14名)	総務課長 財政課長 政策企画課長 健康福祉政策課長 経済政策課長 県土整備政策課長 病院局経営管理課長 行政改革推進課長 市町村課長 防災政策課長 環境政策課長 農林水産政策課長 企業局総務企画課長 教育庁教育総務課長
庶 務	防災政策課	復旧復興推進室

5 本部設置に伴い新設する組織について

(1) 復旧復興担当部長の配置

各部局において実施している復旧・復興に関する取組を、全庁的な取組として一丸となって推進し、本県のさらなる振興を実現するため、復旧・復興に関する総括責任者としてリーダーシップを発揮できるよう**担当部長**を配置する。

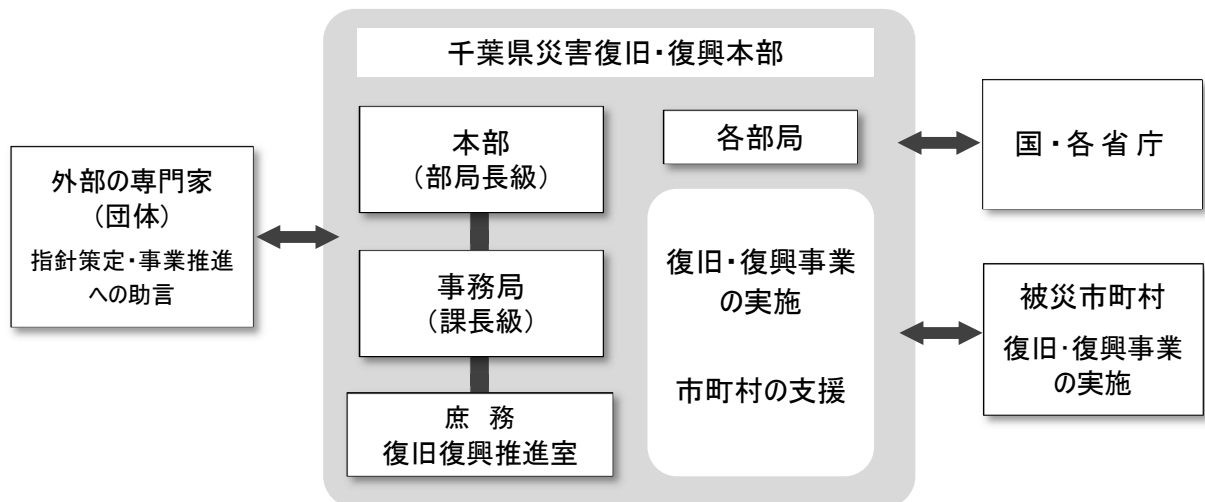
(2) 復旧復興推進室の新設

復旧・復興に関する業務を集中して担う組織を設置することにより、一日も早い復旧・復興を実現するため、**防災政策課**に**復旧復興推進室**を新設する。

主な業務

- ① 復旧・復興に関する指針の策定
- ② 各部局の復旧・復興事業の集約、全体調整、推進
- ③ 市町村との調整窓口、事業推進への助言
- ④ 国への要望活動
- ⑤ 外部の専門家（団体）との連携
- ⑥ 復旧・復興に関する情報発信
- ⑦ 復旧に係る各種業務の推進

<全体像>



住宅被害に係る支援制度（令和元年 10 月 21 日時点）

防災危機管理部
県土整備部 都市整備局

住宅に被害を受けた世帯については、市町村の被害認定調査（罹災証明）により決定される「被害の程度」に応じて、表中の支援制度の適用を受けることができます。

損害割合	被害の程度	適用する支援制度		県担当課
50%以上	全壊	①被災者生活再建支援制度（全県適用） 基礎 100+加算(最大)200=300 万円/支給 ※修理を行う場合、②の利用も可能		①の制度 防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404
50%未満 ～ 40%以上	大規模 半壊	①被災者生活再建支援制度（全県適用） 解体：基礎 100+加算(最大)200=300 万円/支給 解体せず：基礎 50+加算(最大)200=250 万円/支給 ※修理を行う場合、②の利用も可能		
40%未満 ～ 20%以上	半壊 (解体)	①被災者生活再建支援制度（全県適用） 基礎 100+加算(最大)200=300 万円/支給		
	半壊 (修理)	災害救助法 適用 ②災害救助法(応急修理) 59.5万円相当の修理を、市町村が実施（現物給付）	災害救助法 非適用 ③被災住宅修繕緊急支援事業補助金 工事費の20%・最大50万円/支給	②の制度 県土整備部 住宅課 043-223-3255
20%未満 ～ 10%以上	一部 損壊Ⅰ	②災害救助法(応急修理) 30万円相当の修理を、市町村が実施（現物給付） + ④ 工事費150万円超の場合は、超えた額の20%・最大20万円を上乗せ補助/支給	③被災住宅修繕緊急支援事業補助金 工事費の20%・最大50万円/支給	③・④の制度 県土整備部 建築指導課 043-223-3186
10%未満	一部 損壊Ⅱ	③被災住宅修繕緊急支援事業補助金 工事費の20%・最大50万円支給		

（備考）

- ・各制度の受付窓口は、市町村になります。
- ・上記②と③を併給することはできません。
- ・①被災者生活再建支援制度については、被災世帯が判断する住宅の再建方法（ア. 建設 or 購入 イ. 補修 ウ. 賃借）により、支援金の支給額が異なります。

被災者生活再建支援制度について

令和元年 10 月 21 日

防災危機管理部

住宅の全壊や大規模半壊などの被害があった世帯に、生活の再建を支援するため支援金を支給する。

＜対象＞ 次のいずれかに該当する自然災害

- ・災害救助法施行令第 1 条 1 項 1 号、2 号に該当する被害が発生している市町村
- ・10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ・100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

※その他、隣接市区町村や隣接都道府県に被害がある場合に、人口規模が小さい市区町村（人口 10 万人未満など）に対する特例適用がある。

＜支給対象・支給額＞ ※単身世帯は 3/4 の額

- ・基礎支援金：住宅の被災程度に応じて支給
- ・加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給

支給対象	基礎支援金	加算支援金		合計
全壊世帯 半壊等解体世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借	50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借	50 万円	100 万円

※半壊等解体世帯：住宅が半壊又は大規模半壊して、やむを得ない事由により当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

※大規模半壊世帯：住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯

＜申請手続＞ 申請書に罹災証明書や必要書類を添えて、市町村の窓口申請する。

＜実施主体＞ 都道府県 ※（公財）都道府県センターに委託

＜財源＞ 被災者生活再建支援基金（全国の都道府県が拠出） 1 / 2
国補助 1 / 2

住宅被害に対する支援策について

令和元年10月21日
県土整備部都市整備局

国の被災者生活再建支援制度の対象とならない「一部損壊の住宅」に対し、災害救助法及び国の交付金による支援のほか、県による独自支援を行うこととしました。

また、県営住宅等の提供については順次拡大していくとともに、住宅被害相談窓口の設置などについては継続的に取り組んでまいります。

1 住宅被害に対する独自支援について

これまでの制度では支援を受けられない一部損壊家屋等に対し、災害救助法（応急修理）や国の交付金による支援に加え、県が上乗せ補助を行い、上限50万円まで支援する。なお、市町村の負担軽減を図るため、負担割合は以下のとおりとする。

- ① 災害救助法（応急修理）・・・国と県で負担
- ② 国の交付金による支援・・・国5/10、県3/10、市町村2/10
- ③ 上乗せ分・・・県8/10、市町村2/10

2 住宅の提供について

(1) 県営住宅・国家公務員宿舎の提供

住宅に大きな被害を受け、居住が困難となった方に、県営住宅や県内の国家公務員宿舎の無償提供を実施中。

県営住宅77戸（10月18日現在、29戸入居決定）

国家公務員合同宿舎20宿舎206戸（10月18日現在、7戸入居決定）

(2) 賃貸型応急住宅の提供

住宅に甚大な被害を受けた被災者に、災害救助法に基づく応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業を実施中。

3 その他

(1) 住宅被害相談窓口の設置

ちば安心住宅リフォーム推進協議会の協力を得て、相談窓口を開設。

今後も、順次継続的に開設していく。

実施市町村：木更津市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、八街市、
南房総市、芝山町、鋸南町

(2) 修繕等の借入に対する支援

被災者が行った住宅の修繕等の借り入れに対し、市町村が利子補給を実施した場合、その一部を県が補助することとし、その準備を進めている。

(3) 住宅の補修工事に関する情報提供

被災した住宅の補修工事（ブルーシート張りを含む）が可能な業者の情報を県ホームページに掲載。

農林水産部における復旧への取組状況及び今後の予定

令和元年10月21日

農林水産部

1 ニーズ調査の実施結果

台風第15号により、農林水産業に被害のあった生産者に対し、直接要望を聞くニーズ調査を実施した。その結果、約4,000人の生産者から約4,500件の要望を聞くことができた。

(主な要望内容)

- 農林業施設・漁具倉庫・漁船などの早期の復旧・修繕に関する要望
- 融資に関する要望
- 倒木の撤去に関する要望
- 正確な情報提供に関する要望

2 農林水産業への支援対策

(1) 被災農業施設等の復旧への支援

被災した農業用ハウス等(畜舎を含む)の復旧及び撤去に要する経費に対し、国と協調して支援を行う。

【国の支援】

(補助対象) 農業用ハウス・機械等の再建・修繕・撤去

(補助率) 国 3/10 以内 (共済加入者は給付分も含めて最大 5/10)

【独自支援】

・被災農家の負担が 1/10 以下になるように、県独自で上乗せを行う。

共済加入者 : 国は共済金の国費相当額を合わせて最大 5/10

県は共済金の額に応じて 2~4/10、市町村は 2/10^{*1}

共済未加入者 : 国 3/10^{*2}、県 4/10、市町村 2/10^{*1}

※1 市町村が 2/10 以上の補助を行う場合に県の上乗せを行います。

※2 施設の条件によっては国庫の補助率が変わる場合があります。

(補助対象) 事業費 20 万円以上

(2) 被災農林水産業共同利用施設等の復旧・復興への支援

農協や漁協等に対し、被災した共同利用施設等の復旧・復興費用について、国と協調して支援を行う。

【国の支援】

(補助対象) 加工施設、荷捌き施設、共同作業場等の復旧

※直営食堂、直売所、事務所等は対象外

(補助率) (40万円以下) 国 3/10 (40万円超) 国 5/10

【独自支援】

・農協施設：国 3/10・5/10 県 1/10

・漁協施設：国 3/10・5/10 県 2/10

また、国補助対象とならない漁協施設(直営食堂、直売所等)・漁具設備・種苗等について、県単独で5/10を補助する。

(3) 被災畜産農家への支援

長期の停電・断水等により家畜が死亡するなどの被害を受けた畜産農家が、畜産物を産み出す家畜を新たに導入する経費に対し、県単独で支援を行う。

(補助対象) 乳牛、繁殖豚、採卵鶏の導入費用(共済給付を除く)

(補助率) 1/2

3 農林水産関係被害への支援制度説明会の開催

上記2の農林水産業への支援制度について、県内各地で説明会を開催する。

(1) 農林業関係

ア 市町村、関係団体向け

日時：令和元年10月21日(月) 午後1時30分～午後4時

会場：ホテルポートプラザちば ロイヤル

所在地：千葉市中央港8-5

イ 生産者向け

日時		会場 / 所在地
10月23日(水)	午前10時 ～正午	ホテルポートプラザちば ロイヤル 千葉市中央区千葉港8-5
	午後2時30分 ～午後4時30分	柏市民文化会館 小ホール 柏市柏下107
10月24日(木)	午前10時 ～正午	長生村文化会館 大ホール 長生郡長生村岩沼2119
	午後2時30分 ～午後4時30分	大原文化センター 大ホール いすみ市大原7838
10月25日(金)	午前10時～ 正午	成東文化会館 ホール 山武市殿台290-1
	午後2時30分 ～午後4時30分	東総文化会館 小ホール 旭市ハ666
10月26日(土)	午前10時～ 正午	山田公民館 ホール 香取市長岡1303-2
	午後2時30分 ～午後4時30分	ふれあいプラザさかえ 文化ホール 印旛郡栄町安食938-1
10月28日(月)	午前10時～ 正午	かずさアカデミアホール 201会議室 木更津市かずさ鎌足2-3-9
	午後2時30分 ～午後4時30分	館山商工会議所 大ホール 館山市八幡821-7

(2) 水産業関係

日時		会場 / 所在地
10月21日(月)	午前10時～	勝浦水産事務所1階 会議室 勝浦市墨名815-12
	午後2時～	千葉県安房合同庁舎3階 大会議室 館山市北条402-1
10月23日(水)	午後2時～	木更津漁村センター 会議室 木更津市中央3-14-8
10月24日(木)	午前10時～	銚子水産事務所3階 会議室 銚子市川口町2-6385-439
	午後2時～	九十九里漁業協同組合 会議室 山武郡九十九里町小関2347-36

台風15号・19号からの復旧・復興への取組について

令和元年10月21日

商 工 労 働 部

商工労働部における、台風15号・19号からの復旧・復興に向けての取組は、以下のとおりです。

1 これまでの取組

(1) 中小企業への支援

- ア) 金融・経営相談窓口の設置
- イ) 県制度融資のセーフティネット資金の発動
- ウ) イ)による資金調達の際の金利負担を軽減するため、利子補給を実施
- エ) 国・県・金融機関等が講じる支援策を包括的に周知するため、国や商工団体、金融機関等との合同説明会及び個別相談会を開催（これまで9市町10カ所で開催）

(2) 観光施設に係る情報発信

県公式観光情報サイト「まるごとe!ちば」内に、「台風15号・台風19号の影響について」のページを開設。調査により確認できた県内観光施設の営業状況・再開情報を集約して掲載している。

2 今後の取組

(1) 中小企業への支援

事業活動の再開に必要な費用に対する支援を行う。

(補助対象) 施設修繕費、機械装置費、設備廃棄費、備品費等 (保険給付を除く)

(補助率) 2/3

(補助金額) 上限500万円

(2) 観光PRの取組

県内観光地の元気な姿を伝えるため、市町村・観光事業者・ちばプロモーション協議会と一丸となって観光PRに取り組む。

- ア) 都内での観光PRイベント(10/21~25 有楽町駅前広場)
- イ) JR駅頭における観光PRキャラバン(10/21 JR横浜駅、JR新小岩駅)
- ウ) 宿泊料金割引による誘客プロモーション(10/21~「楽天トラベル」WEBサイト)
- エ) 千葉県観光商談会(10/25 東武ホテルレバント東京)

台風15号及び19号に伴う災害復旧への取組状況及び今後の予定について

令和元年10月21日

環境生活部

1 災害廃棄物処理に関する市町村支援状況（10月18日現在）

（1）市町村巡回支援

- 仮置き場の設置・運営、補助金活用に関する助言・指導

22市町4組合 延べ53名

（2）市町村の要請による職員派遣

- 仮置き場の運営支援、災害廃棄物の収集運搬支援等 延べ1,079名

（3）他団体との連携による広域支援

- ① 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく、他市町村での一般廃棄物受入れに関する調整
- ② 県と（一社）千葉県産業資源循環協会との協定に基づく、災害廃棄物処理の依頼
- ③ 「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の行動計画」に基づく、他県自治体職員による支援チームの市町村への常駐
5市町村 延べ170名（13都県市からの支援）
- ④ 仮置き場の指導等のため、環境省職員の常駐 延べ48名

2 今後の予定

（1）災害廃棄物処理実行計画の策定

「千葉県災害廃棄物処理計画（平成30年3月策定）」に基づき、台風15号及び19号による災害廃棄物を、適正かつ円滑・迅速に処理するための県災害廃棄物処理実行計画の策定

（2）補助金の活用等に向けた市町村支援

環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」の活用に向け、市町村災害廃棄物処理実行計画の策定支援等、市町村に対する助言・指導